

ID: 54

担当部署: 教育委員会 なよろ市立天文台 業務係

処分の概要	観覧料等の還付承認		
例規名 根拠条項	なよろ市立天文台条例 第10条ただし書		
例規番号	平成21年条例第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (観覧料等の還付)  第10条 市長は、既に納入された観覧料及び使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。  (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長がこれを認めたとき。  (3) その他市長が特に必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及びなよろ市立天文台条例施行規則第12条の規定による。  (観覧料等の還付)  第12条 条例第10条ただし書の規定による観覧料及び使用料の還付は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなった時は、観覧料及び使用料の全額を還付する。  (2) 利用期日の前日までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の全額を還付する。  (3) 利用期日の当日に利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の全額を還付しない。ただし、天候不良等正当な理由がある場合は、その限りでない</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日